

令和2年度第12回教育委員会定例会会議録

1. 日時 令和3年3月25日 午後3時

2. 場所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

教育長	和田 修
教育長職務代理者	大坊 一男
委員	掛川 はるな
委員	齊藤 学
委員	漆原 祥子

4. 説明のために出席した職員

学校教育課長	田中館 和昭
子ども課長	田村 昭弘
共同調理場所長	村松 康志
学校教育課長補佐	田村 琢也
学校教育課長補佐	高橋 俊英
学校教育課総務係長	照井 和歌子

5. 開会

午後2時58分、令和2年度第12回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

3月25日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第50号「令和3年度矢巾町一般会計予算（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

課ごとに予算の概要をご説明させていただきます。最初に、学校教育課関係です。22ページをお開きください。歳出になりますけれども、10款教育費、1項教育総務費の中の3目教育振興費のところでございます。右の方の説明欄を見ていただきたいんですけども、会計年度任用職員の給料部分でございます。これは昨年度より増えているんですが、こちらは今年度限りで用務員1名が定年退職いたします。その分の補充となります。正職員の補充はございませんので、会計年度任用職員での用務員の配置となります。なお、勤務時間なんですけれども、常勤の職員であれば7時間45分ですけれども、短時間勤務の会計年度任用職員ということで7時間の勤務となります。

こちらは徳田小学校に配置予定でございます。

続きまして 23 ページですけれども、説明欄の一番上のところでございます。使用料および賃借料ということで、こちらも増えているんですがこれは去年の当初予算には出ていなかったんですけども、今年度、秋から冬にかけて行いましたスクールバスの関係の借上げ料になります。

それから 25 ページをお開きください。2 項小学校費の 1 目学校管理費の中でございますけれども、説明欄に工事請負費という欄がございますが、こちら 1,630 万円ということで、昨年度に比べて 1,000 万円近く増えております。これは中学校費でも同じなんですけれど、今年度は修繕関係の工事請負費関係の予算をかなり増額してつけていただいているところでございます。なお、主な大きい工事なんですけれども、今予定しているのが小学校であれば煙山小学校なんですけど、再来年度から教室が足りなくなる予定ですので、現在の図書室が元の普通教室を、三つの教室を潰して図書室に使っていますのでそれを元の教室に戻して、図書室は違う部屋に移すという工場を予定しております。

続きまして、27 ページをお開きください。小学校費の 2 目教育振興費のところですけれども、右の説明欄に学校 ICT サポート業務委託料ということで、これは GIGA スクールの関係でございますけれども、ハード面は今年度整備しますけれども、来年度はソフト面を充実するというので、ICT サポートをする方をお願いするための予算になっております。

続きまして 29 ページをお開きください。こちらは、3 項中学校費の 1 目学校管理費のところなんですけれども、工事請負費ということで 1,350 万 1 千円の予算がありますけれども、こちら昨年度は 440 万円だったので令和 3 年度もかなり予算をつけていただいております。中学校で大きな工事を予定しているのは、矢巾北中学校のテニスコートです。かなり面の部分が擦れていますので、全面でなくて一部になりますけれども、工事を予定しているところでございます。学校教育課関係は以上でございます。

○子ども課長

17 ページに戻っていただきます。主なものをご説明しますけれども、17 ページの真ん中に、児童措置事業というのがある訳ですけど、主なものは児童手当になります。これは 4 億 2,000 万ほどの児童手当を支給しております。内容は、第 1 子・第 2 子に対して 1 万円ずつ、第 3 子は 1 万 5,000 円を支給しております。負担割合は、国が 6 分の 4、都道府県と市町村が 6 分の 1 ずつとなっております。

18 ページをお開きください。町立保育園事業ですけれど、町内には公立の保育園が 1 園、煙山保育園だけになってしまいましたけど、このように 1 億 7,000 万ほどで運営がされております。一般職員は 14 名ですけど、非常勤職員 25 名ほどおりますので非常勤の方が多い状況になっております。

19 ページになりますけど、保育委託事業から次のページの施設等利用給付事業は、矢巾町の未就学の子どもたちを私立の保育園、あるいは認定こども園をお願いしておる分を給付するものでございます。これは全部で 10 億 2,000 万ほど給付しております。

す。町内には、煙山保育園を除いて 12 施設あります。保育園が 3、認定こども園が 5、小規模保育事業所が 4 となっております。あとは保護者の都合などによって、町外の保育園に委託する場合があります。逆に、矢巾町内の保育園に他から受託してるものもあります。それは大体 100 名ずつくらい異動しています。全部で 1,150 人ほどの子どもたちに関わっております。

○学校給食共同調理場所長

まず歳入の方から、4 ページをご覧ください。12 款分担金及び負担金、の 1 項負担金、その中の学校給食費負担金ということで 1 億 1,500 万円ほどを今回、年度当初から初めて計上しております。そしてこれに対応するものとして、これは全部食材費に充てるものでございますので、32 ページをご覧ください。共同調理場管理運営事業の説明欄に賄材料代がありまして、1 億 1,600 万円ほどですが、これに先ほどの負担金があたるものです。これも初めて計上したということになっております。

それから 33 ページをご覧ください。説明欄に調理場備品購入費万 78 万 7 千円でございますが、これは保健所に指導を受けまして、運搬車が床面に近い、低い運搬車で、その上に食材を載せて運搬するのは衛生上よろしくないというご指摘がありまして、高さのある運搬車 5 台を購入するものでございます。そして共同調理場厨房機器等更新事業です。調理場備品購入費の 504 万 1 千円でございますが、これは食材を焼いたりあるいは蒸したりするような機械でありますスチームコンベクションオーブンというのが 3 台あるんですけれども、そのうちの 1 台を更新するものでございます。ここ数年、いろいろ調理機器の更新について予算要求したのが今回つきましたので今後とも計画的に更新していきたいなという風に考えているところでございます。以上でございます。

○教育長

報告第 50 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。
〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第 51 号「令和 2 年度矢巾町一般会計補正予算第 14 号(教育委員会関係)について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

それでは、補正予算の方も学校教育課の方から説明させていただきます。なお、今回の補正は、年度末でするのである程度執行の方が固まってきたことに伴う補正でございます。まず 38 ページをお開きください。歳入でございます。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金の 5 目教育費国庫補助金でございます。この中の公立学校施設整備費補助金、マイナスの 349 万円とあります。これは GIGA スクールの関係で入札減による

補助金の減でございます。

続きまして 48 ページをお開きください。歳出の方になります。10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育振興費、教育振興総務事業費の減の中で使用料および賃借料、マイナス 180 万円というのがございます。こちらは今年度行ったスクールバスの入札減に伴う減でございます。

続きまして、次の 49 ページをお願いします。2 項小学校費、2 目教育振興費、それから 3 項中学校費の同じく 2 目教育振興費の中で、準要保護就学援助費、小学校であれば 280 万円の減、中学校であれば 447 万円の減でございますが、こちらはかなりの額が減額となっておりますが、今回の要因といたしましては、まず修学旅行が中学校はなかった、あるいは小学校であれば内容を変更して縮小して行ったことに伴うものと、それから昨年 4 月、5 月に給食費を 2 ヶ月間無料にしたことがございまして、この 2 つの要因で今回準要保護の関係の就学援助費が減額になるものでございます。以上でございます。

○子ども課長

別紙資料に基づき説明する。

45 ページをお開き願います。学校教育課長が申し上げた通り、今回の補正は決算見込みを立てて端数を整理するというか不用額を落としていくような補正予算になってましたので、ほとんどマイナスになっております。その中で、ちょっとプラスマイナスあるんですけど 46 ページの保育委託事業の減、認定こども園施設型給付事業の増、その次のページの幼稚園施設型給付事業の増というのがあるんですけど、さっきも言いましたけど、この保育給付、教育給付っていうのは 10 億の分母がありまして、ちょっと見ると数字が大きく見えるんですけど、10 億の 1,000 万ということは 1%しか動いてないということで、例えば 0 歳児を 1 年間保育給付すると月 20 万の 240 万かかる訳です。そうすると、4 人の見込み違いがあれば 1,000 万になるということでほとんど狂いが無い訳ですけど、分母が大きいのでこのようになるということでございます。この辺も決算見込みを出して現計予算と調整して、プラスマイナスしたということになります。以上でございます。

○共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

50 ページをご覧になってください。全部減額なんですけど、理由は前の両課長が申し上げた通りでございます。この中で盛岡広域学校給食センター等連絡協議会負担金というのがありますが、これは盛岡広域の 8 市町村のうち、盛岡を除いた 7 市町村で構成されている協議会なんですけれども、今年度は事務局が八幡平市でした。ですが、このコロナ禍で研修会も総会も開催できなかつたこと、何もやれなかつたということで負担金を徴収しないということで、今回減額するものでございます。ちなみに来年度は矢巾町が事務局となります。以上でございます。

○教育長

報告第 51 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第 52 号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第 52 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第 53 号「職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第 53 号について、何かご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

9. 議事

○教育長

それでは、5. 議事に入ります。議案第 5 号「第 2 期矢巾町教育振興基本計画について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

63 ページをお開き願います。今回の第 2 期教育振興基本計画につきましては、平成 28 年の 4 月に第 1 期の教育振興基本計画が策定された訳ですけれども、その基本計画が 5 年ということで今年 3 月 31 日をもって終わるということで、今回第 2 期の基本計画の作成に入ったということになります。それでは第 1 章でございますけれども、計画策定の趣旨ということで、ここにつきましては国、県、町とある訳でございますけれども、国において、平成 20 年に教育振興基本計画、そして平成 25 年に第 2 期の基本計画、そして平成 30 年に第 3 期の教育振興基本計画が策定されました。この平成 30 年の第 3 期につきましては 63 ページの下の方に「イ 第 3 期教育振興基本計画」ということで明記しておりますけれども、そして教育基本法におきまして、地方公共団体については国の計画を参酌しその地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう務めることが規定されたということで、第 1 期の振興基本計画が策定された訳でございます。本町につきましては今言ったように、平成 28 年の 4 月に第 1 期の計画を策定しまして取り

組んできました。そして今回、第2期の教育振興基本計画が63ページ以降にあります通り、今回この教育委員会議に皆さまの方にお諮りしてご承認いただきたいということでございます。そして計画の期間でございますけれども、今回この第2期の教育振興基本計画につきましては令和3年度から令和5年度までの3年間という形で、最終目標を3年間の計画としております。これにつきましては、第1期が5年でしたので、5年ということ等も考えたわけでございますけれども、町の総合計画の最終年と一緒にということで、今回この第2期の教育振興基本計画も令和5年度までの3年間という形で計画いたしました。

64ページでございますけれども、「3 第1期矢巾町教育振興計画の施策の指標の評価」ということで、第1期にございました当時の学務課と社会教育課の指標がございましたけれども、そちらの評価をしたということでございます。その評価が64ページから70ページまである訳でございますけれども、今回第1期につきましては昨年度、今年度とコロナの関係で事業等できなかったとか会議が開けなかったということもありまして、令和2年度での比較が困難な部分に関しては令和元年度での比較ということでこちらの方に掲載しております。指標の方につきましては、項目と当時の現状値、そして令和2年度の目標値、そしてその目標に対する実績値ということで掲載になっております。

そして70ページでございますけれども、「第2章 施策の大綱」ということで、こちらの方につきましては、71ページになりますけれども、基本目標の現状から始まって施策の大綱ということございまして、その次のページの第3章でその柱に沿って具体的な施策が示されたということでございます。こちらの方につきましては、子ども課、そして学校教育課についての施策の大綱の説明がございます。

そして73ページの「第3章 具体的な施策」ということで、令和3年度から令和5年度までの3年間の政策および指標を73ページから載せておまして、指標につきましては、第1期の中で指標として示しましたものの他に、今回のこの第2期から新しく施策で取り入れたものに対する指標も新しく入っております。例えば75ページの「(2) 具体的な施策及び指標」の「3) ICTの積極的活用」でこれにつきましては、各小・中学校に端末が入った訳でございますけれども、そちらの積極的な活用ということで今回入りましたし、あとは77ページでございますけれども、学校規模の適正化ということで、学校規模の偏りがございますのでその適正化について令和3年度から取り組むということで、教育行政方針でも謳っておりますのでそちらの方も追加になりました。それから今年度の冬場に運行しました、令和3年度もございましてけれどもスクールバスの運行、そして令和2年度から始まりました学校運営協議会の取り組みというようなものが今回新規に入った内容となっております。それに対する施策の指標、そして現状値、そして令和5年度の目標数値ということで掲載しております。なお、今回のこの第2期につきましては、前は学務課、そして社会教育課という形でございますけれども、社会教育課が文化スポーツ課ということで町長部局になったということで、今回は学校教育課、そして子ども課、そして学校給食共同調理場のこの3つについて定めた内容となっております。

最後の 80 ページでございますけれども、こちらの方に政策の体系図ということで載せさせていただきましたが、教育行政方針のときもご説明しましたけれども、この施策の体系図は昨年度まではけっこう複雑になっていたのですけれども、今回この施策の体系図にあります通り、例えば学校教育課で見れば学校教育の充実ということで、この 4 項目についてまとめたと、当然教育行政方針もこれに沿って皆様の方にご説明した内容となっておりますので、この 3 年間はこの施策の体系図に沿って進めていくという形になっております。簡単でございますけれども、以上でございます。

○教育長

議案第 5 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○齊藤委員

68 ページの図書の蔵書数の関係です。これは学校の図書館だけでしょうか。例えばやはぱ一くの蔵書数も入っているのでしょうか。

○学校教育課長補佐

これは社会教育なので、学校図書ではなくて、やはぱ一くの図書室の蔵書数になります。

○齊藤委員

図書が増えているので非常にいいなと思いますし、何か中学校の読書の冊数が、66 ページを見ると 2.7 冊から 4.8 冊に増えているので学校図書館の本が増えたのかなと思ったんだけど、やはぱ一くの方なのですね。

全体的に前と比べて非常にシンプルにされてて、項目が簡潔になっていて、比較しやすく非常にわかりやすいなと思って見させていただきました。例えば、65 ページの学校適応支援員の人数が平成 27 年は 4 人、5 人となっているのが 7 人、8 人に増えているということで施策に対する力の入れ方が見えてるなということもわかりますし、不登校がかなり増えているのはコロナの影響もあると思うのですけれども、こちら辺がちょっと課題になってくるのではないかと思います。いずれにしても、すごくわかりやすく見えてるなという風に感じました。ただ、中身はかなり大変なものがいっぱい入っていると思いました。

○教育長

見やすさということで今回、機構改革をきっかけにして話し合いをして、表現について、あるいは示し方についても工夫したということでございます。ありがとうございます

その他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それではお諮りいたします。議案第 5 号「第 2 期矢巾町教育振興基本計画について」、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 5 号「第 2 期矢巾町教育振興基本計画について」、

は、原案の通り承認することに決定いたしました。

○教育長

次に、議案第6号「矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、事務局から説明願います。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

詳細説明をさせていただきます。今回、教育委員会行政組織規則の一部改正でございしますが、先ほど報告をいたしました来年度の人事異動に伴って、それに合わせたような組織に変えるものでございます。先ほどの人事異動の内示を見ていただきたいと思っておりますので57ページをお開きいただきたいと思っております。学校教育課のところを例にとって説明したいと思います。現状なんですけども、当課は課長補佐がおりまして、その下に総務係長と学校支援係長、2名という風になっていたんですが、この係長級のところも見ていただきたいんですが、係長の職名が単に係長となっております。この部分なんですけども、来年度から係名は残るんですけども、係長は例えば総務係長とか、学校支援係長とは名乗らないということで、今までは係にいろんな業務が細分化されてぶら下がっていたんですけども、その係の壁を取っ払って、今までは、隣の係であっても業務単位で、係長にぶら下げるという取り組みを来年度から行うということになりました。ということがまず大前提でございします。これは本町において全体的に取り組むということで、また83ページに戻っていただきたいんですが、左側の改正前の第5条を見ていただくと、これまでは第5条で学校教育課に2つの係があってその係ごとの事務分掌はこうですというような規定の仕方を、先ほど言ったように係ごとではなくなるので、右側の改正後を見ていただくとわかる通り、係名は残るんですが、業務を課単位に全部まとめると。係ごとに細分化しないで課の単位で事務分掌を規定するということになりましたので、この新しい第5条もですし、第6条には子ども課の事務分掌が載っているんですけども、これも係ごとではなくて課単位で全て業務をこのように規定するという改正になっております。そして、86ページなんですけれども、第10条に「係長の職務」という条項があるんですけども、左側の改正前であれば、係長は係の事務を処理するとなっていたんですが、これを所管する事務ということで係単位ではなくてさっき言った通り、業務ごとにその係長に割り振るとということで、ここの規定を改正するものでございします。以上でございします。

○教育長

議案第6号について、何かご意見、ご質問等ございせんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それではお諮りいたします。議案第6号「矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、原案の通り承認することにご異議ございせんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第6号「矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、は、原案の通り承認することに決定いたしました。

○教育長

次に、議案第7号でございますが、議案第8号と関連がございますので一括して提案をさせていただきます。議案第7号「矢巾町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令について」、並びに議案第8号「矢巾町学校給食共同調理場の職員に関する規程について」、事務局から説明願います。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校給食共同調理場所長

58 ページをご覧ください。先ほどの人事異動の内示の最後に、学校給食共同調理場につきまして、課長級である所長が、教育長の事務取扱ということになります。そして新たに課長補佐級で次長という職が設けられることになりました。まずこれを念頭に置いていただいて、92 ページをご覧ください。矢巾町学校給食共同調理場の職員に関する規程ということで新たに設けるものでございます。その中で、第2条で矢巾町学校給食共同調理場に次長を置くということ、そして次長の職務、その2点ですね。職と職務を規定したものでございます。次長を置いたことによって、専決対決規程にも影響が出てまいりますので、89 ページをご覧ください。矢巾町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令ということで載っておりますけれども、改正後、当分の間ってということで書いておりますが、これでは何のことかわからないと思いますので、現在の矢巾町教育委員会の専決代決規程を今お渡ししたところです。その中で、第3条の丸印のついた号、これにつきまして当分の間、次長が専決できるということを規定したものでございます。当分の間、第3条の規定に関わらず、教育機関の長、矢巾町学校給食共同調理場所長が専決できる事項のうち、とありますけれども、最後的一条で、「第20号までについては矢巾町学校給食共同調理場次長が専決できるものとする」と。従来、所長が専決できたもののうち、この丸のついたものは、次長が専決できるということを定めたものです。全て所長である教育長の決裁事項になりますと、職員が毎日往復しなくてはならなくて、とても事務が混乱しますのでということで、このような専決規定を設けたものでございます。以上です。

○教育長

議案第7号、並びに議案第8号について、ご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それではお諮りいたします。議案第7号「矢巾町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令について」、並びに議案第8号「矢巾町学校給食共同調理場の職員に関する規程について」、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第7号「矢巾町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令について」、並びに議案第8号「矢巾町学校給食共同調理場の職員に関する規程について」は、原案の通り承認することに決定いたしました。

○教育長

次に、議案第9号「矢巾町学校給食実施規程について」、事務局から説明願います。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校給食共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

94 ページをご覧ください。今回のこの実施規程を作った趣旨でございますけれども、令和2年度の途中から、5月からですが学校給食が公会計に移行いたしました。それに伴い、従来私会計において給食の実施について、95 ページのような、ほぼこのような中身の要領を定めておりました。これに基づいて、私会計の学校給食を実施していた訳なんですけど、公会計になって、条例で学校給食の給食費は、町長が決めるというような規定になっております。そこで95 ページの第3条で、学校給食の年間回数は教育長が決定するというように記載になっておりますけれども、従来は矢巾町学校給食共同調理場運営協議会が決定するというので、私会計を運営してまいりました。けれども条例上、町長が決定するということになりましたので、給食費はこの年間の回数と、あとは単価を受けて決定するものです。そのうち、回数については各学校の教務主任が集まって、そして協議の上、決定してきたというそういうやり方です。これを明記しておかないと、給食費の算定根拠が住民の皆さんにちゃんと示されないということで、今回新たに、規定したものでございます。以上でございます。

○教育長

議案第9号について、ご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それではお諮りいたします。議案第9号「矢巾町学校給食実施規程について」、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第9号「矢巾町学校給食実施規程について」は、原案の通り承認することに決定いたしました。

○教育長

1時間経ちましたので、ここで換気のため休憩を取りたいと思います。10分ほど休憩とします。

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

10. その他

○教育長

再開いたします。

6. その他に入ります。報告(1) 令和2年度矢巾町議会定例会3月会議一般質問(教育委員会関係)について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告(1)について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告(2) 町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告(2)について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告(3) 子ども課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○子ども課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告(3)について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告(4) 学校給食共同調理場運営状況について、事務局より説明をお願いします。

○学校給食共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（４）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

その他ございませんか。

○学校教育課長補佐

私の方からご報告いたします。先ほどの教育大綱にもありましたけれども、コミュニティスクール、令和２年度の矢巾町立学校運営協議会の全体会の２回目を今月 22 日の月曜日の夕方 6 時半から開催いたしました。そして協議事項につきましては、各学校で定めております学校運営方針、来年度の運営方針の承認、そして令和３年度の学校運営協議会としての取り組みについて協議いたしました。それで各学校の学校運営方針につきましては、委員の皆様からも承認いただいて、各学校ごとに方針に沿って運営していくということになりました。そしてもう一つの学校運営協議会としての取り組みにつきましては、その前に学校ごとに各部会での話し合いが持たれて、その中でいろいろ各学校の委員さんの方から意見が出されましたけれども、それを基に協議いたしました。それでどのようなものがあつたかということ、例えば、GIGA スクールで 1 人 1 台端末になる訳ですけれども、そちらのタブレットを活用するときには保護者の方の中で、情報系に強い方がもしいるのであればサポート役で入っていただくとか、あとはゲストティーチャーと言って地域の方をこのゲストティーチャーに迎えまして、放課後子ども教室とか地域の方の保護者の方が先生になって子どもさんの中に入って教えるということとか、地域の方が喜びや楽しみを感じられる取り組みをコミュニティ・スクールで計画する等いろいろと出た訳ですけれども、その中で来年度の学校運営協議会として取り組むということにつきましては、各学校からの各部会の中で一番多かったのが、コーディネーターが、地域に入って学校と地域のパイプ役をするというようなことをしていただくということで、コーディネーターによる地域との連携推進の取り組み、それとか今不登校でも問題になっておりますけれども、ゲーム障害、SNS、情報メディアに関することがある訳でございますけれども、そういうものに関する、保護者を対象とした講演会等の開催を計画するという、この 2 つを大きな柱として取り組んでいくということで最終的に皆さんの同意をいただいたという内容になっております。その中で協議会としていろいろ話し合う訳でございますけれども、話し合いだけで終わってしまえば、地域の方とか、保護者の方々が何をやっているのかなというようなことになるので、その情報をどのようにして、外部の方に知っていただくかという点も視野に入れながら協議会として取り組んでいくという

内容で承認されたということでございます。

あともう1点です。学校教職員衛生委員会、学校の先生方の働き方改革です。これについても同じ3月20日にこちらの公民館で委員会を開きました。これにつきましては11月に第2回目の会議を開きまして、その中でこの衛生委員会として、取り組んでいこうという3つの取り組みを決めました。その1つが、職員会議及び校内研修会の時間内終了、あと2番目として、タイムレコーダーによる時間外勤務時間の把握と自己管理、それとノー残業デーの実施ということで、この3つを各学校で取り組みましょうということで11月の会議で決定いたしました。今回この3つについての取り組みの結果について話し合われた内容となっております。1番の職員会議及び校内研修会の時間内終了につきましてはどこの学校も守られたということですし、3番のノー残業デーの実施につきましては、我々と違って学校の先生方ですので、学校としてノー残業デーを決めてもやはり守れないということで、学校ごとに個々の先生ごとに、自分でこの日はノー残業デーと決めて取り組んでいただくような形をとった訳でございますけれども、やはりどうしても、全学校守れたというところがちょっとありませんので、そちらの方は思ったより結果的には悪かったのかなと。それと、タイムレコーダーによる時間外勤務の時間の把握と自己管理につきましては対前年比、対前月比で出していただいたのですけれども、やはりちょっとコロナの関係等もあって比較対象にならなかったというのがありますし、○、×、△というような形で基準を設けてやった訳ですけれども、そちらの基準がちょっと高いんじゃないかということで、時間外勤務は減ったんだけど、率に直せば、△とか×になってしまうという、そういうこともあったという意見がございました。そこで今度、来年度につきましては、1番の職員会議及び校内研修会の時間内終了は守られておりますので、残りの2番、3番について来年度も引き続き、継続して取り組んで行きたいと思います。あとはこのタイムレコーダーの時間把握につきましては、事務局の方で内容を精査して来年度取り組んでいくということになりましたし、それ以外についての各委員さんからの意見としては、45時間以上の残業について超えた方は教育委員会の方に名前を報告するとか、そういうことも出ましたし、あとは過労死っていう話も出まして、先生がどのくらい時間外勤務をしたのかということを把握するために実際学校全校でタイムレコーダーを使っている訳ですけれども、タイムカードを何年保存したらいいのかということがまだ決まっておりましたので、そのことについて保存年限を5年にするということで話し合いが持たれました。以上でございます。

○教育長

矢巾町立学校運営協議会が開催されましたと、同じ日に町の衛生委員会を開きましたということで口頭での説明だった訳ですけれども、ちょっとわかりづらいところもあったかもしれませんが、いずれそのような形で開催をさせていただきました。何かこの点についてご質問、ご意見等ございませんか。

○齊藤委員

先生方の勤務時間は決まっている訳ですよね。例えば、担任を持ってるとなかなか難しいとは思いますが、中学校の専門の教科を持っている先生方、担任を持

っていないければ例えば出勤時間を1時間ずらしてスタートを例えば10時から、いわゆる時差勤務なんですけれども、そういうことはまだ考えとして出てきていないでしょうか。時差勤務することによって、実質時間外はなしという大手の企業なんかよくやっているのですけれども、10時、11時に勤務して19時、20時で退勤と。時間外勤務はなしということですよ。

○教育長

確かに中学校であれば、そういったことで朝早くから教科をやるところと、教科によっては昼から午後とかいうのもありますから、そういったところでのやり方は可能かもしれませんけれども、なかなか学校っていうのは授業だけではないのでその難しさはあります。いわゆる生徒が来ているかどうかの確認、何かあったときには空き時間の先生が動かなければいけない、そのために空き時間があるようなこともありますので、ただ授業だけやればよいということではないのでなかなか難しいです。

○齋藤委員

学校には馴染まないのかもしれませんが。会社だと、例えば営業活動するには夕方の方がいいということもあるのですが。学校の場合は子どもさん相手ですから難しいでしょうけれど。

○教育長

ちょっと特殊性がありますね、教員の場合には。ありがとうございます。

○教育長

その他何かよろしいでしょうか？

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後4時30分)

以上、会議の概要を記録しここに署名する。

令和 年 月 日

矢巾町教育委員会

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員